

令和6年度 市民税・県民税 特別徴収のしおり

市民税・県民税の特別徴収及び口座名義人について

市民税・県民税の特別徴収につきましては、平素より格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

貴事業所で特別徴収が出来ない場合は、至急ご連絡くださるようお願いします。

特別徴収を開始する方、退職者等がいる場合は、本しおりを参考に届出書を提出してください。(給与支払報告書提出以降に就退職等があった場合は届出が必要になります。)

また、納税義務者用の通知につきましては、圧着方式となっておりますので、中を開かずにお渡しください。

口座振り込みの場合の口座については、下記のとおりです。

秋田銀行(金融機関コード:0119)天王支店(支店コード:174)

普通口座 0252781 口座名義人 カタガミシカイケイカンリシヤ 潟上市会計管理者

目次

特別徴収事務について	1
退職所得に係る特別徴収	3
納入書の訂正について	5
ゆうちょ銀行、郵便局の指定について	7
退職した方がいたら(一括徴収)	8
退職した方がいたら(普通徴収)	9
転勤した方がいたら	10
就職・復職した方がいたら	11

給与所得者異動届出書

給与所得者異動届出書(特別徴収への変更依頼書)

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(お問い合わせ先)

〒010-0201

秋田県潟上市天王字棒沼台 226 番地 1

潟上市役所 税務課 市民税班

電話 018-853-5308

FAX 018-853-5210

各届出書が複数枚必要な場合は、コピーしてお使いください。

また、潟上市ホームページ(<https://www.city.katagami.lg.jp/>)の

申請書ダウンロード → 市民税特別徴収関係書類 からダウンロードできます。

特別徴収事務について

1 定額減税について

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人市県民税において定額減税を実施することが決定されました。

定額減税の対象者は令和6年度の個人市県民税所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合2,000万円以下に相当）の方となります。

（注）均等割のみ課税される納税義務者は定額減税の対象外となります。

減税額は納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族1人につき、令和6年度分の個人市県民税1万円が減税されます。

◎所得税の定額減税については、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください。

2 納税義務者への通知書の交付

特別徴収する場合は、特別徴収義務者を通じて5月31日までに各納税義務者に年税額等を通知することになっていきますので、同封の通知書（納税義務者用）を納税義務者にすみやかに交付してください。（圧着方式となっていますので、中を開けずにお渡しください）退職その他の事由により、交付不能の場合は異動届出書を添えてお返しください。なお、通知した内容に誤りがありましたら税務課までご連絡ください。

3 税額の徴収および納入

● 月割額の徴収方法

別添『令和6年度市民税・県民税の特別徴収税額の通知書』に各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額を算出してあります。今回の税制改正（定額減税）により、給与からの市県民税特別徴収については令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収することとなりました。（100円未満の端数については、最初の月で徴収します。）

徴収額・納付額等についてご確認の上、翌月10日までに「納入書」により納入してください。

※減税により所得割額が0円となる場合は、令和6年7月分に均等割額をまとめて徴収します。

※定額減税の対象外となる納税義務者は、従来のとおり、令和6年6月分から徴収します。

※異動等により納入税額に変更が生じても新たに納入書は送付いたしませんので、納入書の税額を変更してお使いください。（5ページをご参照ください。）

● 納入期限 …… 月割額を徴収した月の翌月の10日（土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合はその翌日）です。

● 納入場所

（1）下記の指定金融機関等

○ 潟上市役所庁舎

○ 潟上市役所天王出張所

○ 潟上市役所昭和出張所

○ 潟上市役所飯田川出張所

○ 潟上市役所追分出張所

○ 秋田銀行本支店

○ 北都銀行本支店

○ 秋田信用金庫本支店

○ 秋田なまはげ農業協同組合本支店

○ あきた湖東農業協同組合本支所

○ 東北6県内のゆうちょ銀行

（2）（1）の指定金融機関等がお近くにない場合は、ゆうちょ銀行をご利用ください。→手続きが必要です。（7ページをご参照ください。）

4 納期限までに税金を納めなかった場合にとられる措置

納期限の翌日から納付・納入の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額（1,000 円未満の端数があるとき、またはその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1% の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3% の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6% の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3% の割合を加算した割合とし、年 7.3% の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1% の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3% の割合を超える場合は、年 7.3% の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収されます。

また、納期限までに納付しないため督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにこの税金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

5 退職・その他異動した場合の手続き（給与所得者異動届出書（以下「異動届出書」の提出））

納税義務者が退職・その他異動したときは、下記の(1)(2)(3)のいずれかの手続きをしてください。この手続きがないと滞納となり、督促を受けたり、納税義務者が一度に多額の税金を納めたりすることになりますので、忘れずに手続きをしてください。また、給与支払報告書を提出した者のうち、4 月 1 日現在で退職等の異動が生じた場合は、4 月 14 日までに給与支払報告書の提出先に異動届出書を提出してください（地方税法 317 条の 6 ②）。

(1) 退職時に未徴収税額を一括徴収し納税する場合

納税義務者の退職により最終の給与または退職金から未徴収税額を一括して徴収したときは、翌月 10 日までに納入するとともに異動届出書も同日までに提出してください。なお、一括徴収する場合の取扱い、退職等の発生時期により次のとおりとなります。本制度は納税義務者の納税の便宜を考えて設けられたものですので、ぜひご協力をお願いします。（8 ページをご参照ください。）

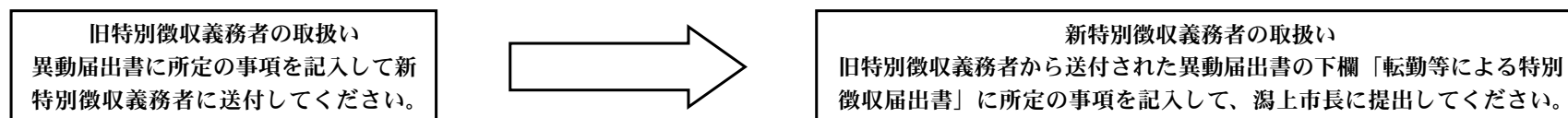
- (ア)給与の支払いを受けなくなった時期（退職等）が 6 月 1 日から 12 月 31 日までの場合は、納税義務者からの申し出により一括徴収してください。
- (イ)給与の支払いを受けなくなった時期が 1 月 1 日から 4 月 30 日までの場合で、その年の 5 月 31 日までの間に支払われる給与または退職手当等が未徴収税額に相当する金額を超えるものがあるときは、納税義務者の申し出の有無によらず未徴収税額を一括徴収しなければなりません（死亡退職を除く、地方税法 321 条の 5 ②）。

(2) 特別徴収から普通徴収に切替えて納税する場合



(3) 旧特別徴収義務者から新特別徴収義務者に徴収を継続して納税する場合

納税義務者が転勤または退職後新しい給与の支払者において引き続き特別徴収を継続したい旨の申し出があったときは、すみやかに次の手続きをしてください。（10 ページをご参照ください。）



6 普通徴収から特別徴収に切替えの手続き(特別徴収への変更依頼書の提出)

入社や本人からの希望により普通徴収から特別徴収に切替えたい場合は、特別徴収への変更依頼書を提出してください。

なお、特別徴収への変更依頼書は、普通徴収各納期限の2週間前までに提出していただくようご協力ください。(11ページをご参照ください。)

7 事業所の名称・所在地等の変更があったとき

別紙「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

※5～7の異動届出書はeLTAX(エルタックス)による電子申請・届出も可能です。詳細はホームページをご覧ください。

エルタックス

検 索

退職所得に係る特別徴収

● 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職所得に対する個人の市民税・県民税は、退職手当等の支払いの際に 所得税の場合と同様に 退職手当等の支払者がその税額を計算し、その税額を退職手当等から徴収して、納入していただくことになっています。

● 特別徴収義務者は

退職手当等の支払いをする者が特別徴収義務者です。特別徴収義務者は退職手当等の支払いをする際に、その退職手当等について退職所得に係る個人の市民税・県民税を徴収し、納入しなければなりません。

● 納税義務者は

退職所得に対する個人の市民税・県民税の納税義務者は、潟上市内に住所を有する者で、退職手当等の支払いを受ける方です。

● 納入すべき市町村は

退職所得にかかる市民税・県民税の課税は、退職手当等の支払いを受ける方(退職者)の令和6年1月1日現在の住所所在地の市町村です。

したがって、退職手当等から徴収した個人の市民税・県民税は、退職者の1月1日現在の住所所在地の市町村に納入していただくことになります。

ただし、令和7年1月1日以降に退職する場合は、令和7年1月1日現在の住所所在地の市町村に納入してください。その時には、一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合があります。

● 退職手当等の支払いを受けるべき日は

退職手当等について支払いを受けるべき日、すなわち退職所得についての収入金額の権利を確定する時期は、原則として退職した日となります。

ただし、会社の役員等の退職手当等で、会社の定款、その他の定めにより 株式総会の決議を要するものについては、その決議があった時となります。

● 退職所得の控除額は

勤続年数	控 除 額
20年まで	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)
21年以上	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 勤続年数に端数があるときは、
切り上げて算定します。
(例) 22年9ヵ月→23年

●税額の算出

市民税・県民税の所得割の税率は 10%（市民税 6%・県民税 4%）となっており、次の算式により算出されます。

[勤続年数が 5 年以下の役員等の人に対して支払われる退職手当等の場合]

退職手当等の収入金額－退職所得控除額＝退職所得金額（1,000 円未満切り捨て）

退職所得金額× 6%＝市民税額（100 円未満切り捨て）

退職所得金額× 4%＝県民税額（100 円未満切り捨て）

市民税額＋県民税額＝特別徴収税額

[勤続年数 5 年以下の役員等以外の人に対して支払われる退職手当等の場合]

ア. 退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額が 300 万円以下の場合

（退職手当等の収入金額－退職所得控除額）× 2 分の 1＝退職所得金額（1,000 円未満切り捨て）

イ. 退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額が 300 万円を超える場合

150 万円＋ {退職手当等の収入金額－（300 万円＋退職所得控除額）}＝退職所得金額（1,000 円未満切り捨て）

退職所得金額× 6%＝市民税額（100 円未満切り捨て）

退職所得金額× 4%＝県民税額（100 円未満切り捨て）

市民税額＋県民税額＝特別徴収税額

[上記以外の人に対して支払われる退職手当等の場合]

（退職手当等の収入金額－退職所得控除額）× 2 分の 1＝退職所得金額（1,000 円未満切り捨て）

退職所得金額× 6%＝市民税額（100 円未満切り捨て）

退職所得金額× 4%＝県民税額（100 円未満切り捨て）

市民税額＋県民税額＝特別徴収税額

(計算例) 退職手当等の収入金額が 1,500 万円で勤続年数が 29 年の場合

退職所得控除額は 800 万円＋ 70 万円×（29 年－ 20 年）＝ 1,430 万円

（1,500 万円－ 1,430 万円）× 2 分の 1＝ 35 万円

市民税額は 35 万円× 6%＝ 21,000 円、県民税額は 35 万円× 4%＝ 14,000 円。合わせた 35,000 円が特別徴収税額となります。

※6ページの「記入例：退職所得分と一緒に納入する場合」もご覧ください。

納入書の訂正について

当初の納入書の金額を、黒のボールペンで訂正してご利用ください。(納入書は再送付されませんのでご注意ください)

記入例：特別徴収税額の納入金額に変更があった場合

秋田県湯上市 個人市民税 個人県民税 領収証書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
052116	02500-5-960060	湯上市会計管理者
令和6年8月分	指定番号 0012345678	納入金額(1) 245,500 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む) 215500	退職所得分
金延滞金	額督促手数料	合計額 215500
納期限 令和6年9月10日	領収日付印	
(特別徴収義務者) 〒010-0201 所在地又は住所 湯上市天王字棒沼台226-1 名称又は氏名 株式会社 湯上市工業 様		領収日付印

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

秋田県湯上市 個人市民税 個人県民税 納入書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
052116	02500-5-960060	湯上市会計管理者
令和6年8月分	指定番号 0012345678	納入金額(1) 245,500 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む) 215500	退職所得分
金延滞金	額督促手数料	合計額 215500
納期限 令和6年9月10日	領収日付印	
(特別徴収義務者) 〒010-0201 所在地又は住所 湯上市天王字棒沼台226-1 名称又は氏名 株式会社 湯上市工業 様		領収日付印

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行等保管)

秋田県湯上市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
052116	02500-5-960060	湯上市会計管理者
令和6年8月分	指定番号 0012345678	納入金額(1) 245,500 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む) 888215500	退職所得分 888888888
金延滞金 888888888	額督促手数料 888888888	合計額 888215500
納期限 令和6年9月10日	領収日付印	
(特別徴収義務者) 〒010-0201 所在地又は住所 湯上市天王字棒沼台226-1 名称又は氏名 株式会社 湯上市工業 様		領収日付印

上記のとおり通知します。(湯上市保管)

納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。

記入例：特別徴収税額を予備の用紙で納入する場合

秋田県湯上市 個人市民税 個人県民税 領収証書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
052116	02500-5-960060	湯上市会計管理者
令和6年8月分	指定番号 0012345678	納入金額(1) 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む) 215500	退職所得分
金延滞金	額督促手数料	合計額 215500
納期限 令和6年9月10日	領収日付印	
(特別徴収義務者) 〒010-0201 所在地又は住所 湯上市天王字棒沼台226-1 名称又は氏名 株式会社 湯上市工業 様		領収日付印

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

秋田県湯上市 個人市民税 個人県民税 納入書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
052116	02500-5-960060	湯上市会計管理者
令和6年8月分	指定番号 0012345678	納入金額(1) 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む) 215500	退職所得分
金延滞金	額督促手数料	合計額 215500
納期限 令和6年9月10日	領収日付印	
(特別徴収義務者) 〒010-0201 所在地又は住所 湯上市天王字棒沼台226-1 名称又は氏名 株式会社 湯上市工業 様		領収日付印

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行等保管)

秋田県湯上市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
052116	02500-5-960060	湯上市会計管理者
令和6年8月分	指定番号 0012345678	納入金額(1) 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む) 888215500	退職所得分 888888888
金延滞金 888888888	額督促手数料 888888888	合計額 888215500
納期限 令和6年9月10日	領収日付印	
(特別徴収義務者) 〒010-0201 所在地又は住所 湯上市天王字棒沼台226-1 名称又は氏名 株式会社 湯上市工業 様		領収日付印

上記のとおり通知します。(湯上市保管)

納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。

記入例：退職所得分と一緒に納入する場合
(表)

市区町村コード		口座番号		加入者名	
052116		02500-5-960060		湯上市会計管理者	
令和6年8月分		指 定 番 号 0012345678		納入金額(1) 245,500 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一基徴収 分を含む)		215500	
		退職所得分		35000	
		金 延滞金			
		金 督促手数料			
納期限 令和6年9月10日		2		合計額 250500	
(特別徴収義務者) 〒 010-0201					
所在地 又は住所		湯上市天王字棒沼台226-1		領収日付印	
名称 又は氏名		株式会社 湯上市工業		様	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

市区町村コード		口座番号		加入者名	
052116		02500-5-960060		湯上市会計管理者	
令和6年8月分		指 定 番 号 0012345678		納入金額(1) 245,500 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一基徴収 分を含む)		215500	
		退職所得分		35000	
		金 延滞金			
		金 督促手数料			
納期限 令和6年9月10日		2		合計額 250500	
(特別徴収義務者) 〒 010-0201					
所在地 又は住所		湯上市天王字棒沼台226-1		領収日付印	
名称 又は氏名		株式会社 湯上市工業		様	

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行等保管)

市区町村コード		口座番号		加入者名	
052116		02500-5-960060		湯上市会計管理者	
令和6年8月分		指 定 番 号 0012345678		納入金額(1) 245,500 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一基徴収 分を含む)		888215500	
		退職所得分		888835000	
		金 延滞金		888888888	
		金 督促手数料		888888888	
納期限 令和6年9月10日		2		合計額 888250500	
(特別徴収義務者) 〒 010-0201					
所在地 又は住所		湯上市天王字棒沼台226-1		領収日付印	
名称 又は氏名		株式会社 湯上市工業		様	

上記のとおり通知します。(湯上市保管)

市民税 県民税 納 入 申 告 書	
湯上市長 様 (受付印)	
令和6年9月1日提出	
令和6年8月分	人 員 1 人
退職手当等支払金額	15000000
特 別 徴 収 税 額	210000
市 民 税	210000
県 民 税	140000
住所(居所)又は所在地	湯上市天王字棒沼台226-1
氏 名 又 は 名 称	株式会社 湯上市工業
法人番号又は個人番号	9876543210987
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	

納期の特例について

給与の支払を受けるものが(湯上市内、市外を問わず)常時10人未満である場合に、市長の承認によって特別徴収税額を年2回に分けて納入することが出来る制度です。

1. 納入の仕方

6月から11月分の納入については12月10日までに、12月から翌年5月分までは、翌年6月10日までに納めください。

※納期限が、土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、その翌日が納期限となります。

2. 申請について

「納期の特例に関する申請書」に必要事項を記入のうえ提出してください。(申請の際は申請書を送付しますので、税務課までご連絡ください)

前年度に納期の特例を承認された事業所は、引き続き特例が適用になります。

3. 申請が却下になるとき

- (1) 給与の支払いを受ける方が、常時10人未満であると認められないとき
- (2) 現在市税の滞納があり、その滞納分の徴収が市において著しく困難であると判断されたとき
- (3) この申請書を提出した日以前1年以内に、納期の特例の承認取消通知を受けている場合

※納期の特例が適用になっている事業所で、給与の支払いを受ける方が常時10人未満でなくなったときは特例が取消しになりますのでご連絡ください。

ゆうちょ銀行、郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に東北6県以外のゆうちょ銀行、郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行、郵便局名および貴事業所名を記入のうえ、最初に納入される際そのゆうちょ銀行、郵便局に提出してください。

前年度利用されたゆうちょ銀行、郵便局は本年度も引き続き利用できますので「指定通知書」を提出する必要はありません。

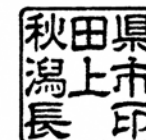
※提出方法について

指定の通知書と納入書をお持ちになりゆうちょ銀行、郵便局へ提出してください。提出した月の分からゆうちょ銀行、郵便局での納付が可能となります。

令和 年 月 日

様

秋 田 県 湯 上 市 長



指 定 通 知 書

貴行・局を地方税法第321条の5第4項の規定により市民税・県民税特別徴収の取扱機関に指定しましたから通知します。

記

口座番号	02500-5-960060
加入者名	湯上市会計管理者
取りまとめ局	仙台貯金事務センター
	(980-8794)

事業所名

- 1 退職した方の退職後の特別徴収税額を、退職時の給与や退職金などからまとめて徴収し、納入することを一括徴収といいます。
- 2 6月から12月までに退職した場合は、本人の申し出により一括徴収することができます。
- 3 1月から4月までに退職した場合は、本人の申し出とは関係なく一括徴収することが原則です。特別な場合を除いて一括徴収してください。

—記入例—

に係る給与所得者異動届出書

令和6年12月 3日 潟上市長 様		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	潟上市天王字長沼132-21				特別徴収義務者 指 定 番 号		0012345678		
			名 称	株式会社 潟上市工業				個 人 番 号 又は法人番号		9876543210987		
			代表者の 職 氏 名	潟上 太郎	連 絡 者 の 係 及 び 氏 名 並 び に そ の 電 話 番 号	係 氏 名 電 話	経 理 係					
							秋田 花子 018-878-2211					
給 与 所 得 者				(ア)		(イ)	(ウ)					
氏 名	秋田 次郎			特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	徴収済額	未徴収額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の 未徴収税額の徴収		
生年月日	M T S H 55 年 10 月 1 日			円 18,000	6 月分から 11 月分まで	円 9,000	円 9,000	令和 6・10・31	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 死 亡 5. その他 ()	1. 特別徴収継続		
給与の支払を 受けなくなった 後の住所	潟上市昭和久保字堤の上1番地3									2. 一 括 徴 収		
宛名番号	00001									3. 普 通 徴 収		
個人番号	1	2	3							4	5	6
							退職時までの 給与支払額	1,135,427 円	控 除 社 会 保 険 料 額	102,621 円		

※「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与・賞与（退職金、通勤手当は除く）の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由 1. 異動が令和6年12月31日までで、 申し出があったため (11月 20日申出) 2. 異動が令和 年1月1日以後で、 特別徴収継続の希望がないため	給与または退職手当金等の支払予定日	徴 収 予 定		※退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の方に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださるよう、お願いいたします。
		支 払 予 定 日 ご と の 徴 収 予 定 額	合 計 (上記(ウ)と同額)	
	令和6年11月15日	9,000 円	9,000 円	
			円	
一括徴収した税額は 12 月分(1 月10日納期分)で納付します。				

月割額 円を 月分から徴収し 納入します。	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名称	個 人 番 号 又は法人番号		
			連絡者の係及び 氏名並びにその 電話番号	係	係
				氏名	
		代表者の 職氏名	電話		

退職した方がいたら(普通徴収)・・・

- 1 6月から12月までに退職し、一括徴収の申し出がない場合、特別徴収できなくなった税額(未徴収税額)は普通徴収という方法で本人に納付していただきます。
- 普通徴収の納期は6月、8月、10月、12月の4回です。退職の時期によって1～4回に分けて納付していただくことになりますので、退職される方にも予めご説明ください。
- 2 下の例では、(ウ)未徴収税額9,000円を1月納付の1回で納付していただくことになります。

退 職(普通徴収)

－記入例－

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和6年12月3日		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	潟上市天王字長沼132-21				特別徴収義務者 指 定 番 号	0012345678			
潟上市長 様			名 称	株式会社 潟上市工業				個 人 番 号 又は法人番号	9876543210987			
			代表者の 職 氏 名	潟上 太郎				連絡者の係 及び氏名 並びにその 電 話 番 号	係	経 理 係		
								氏 名	秋田 花子			
							電 話	018-878-2211				
給 与 所 得 者			(ア)		(イ)	(ウ)	異動年月日		異動の事由		異動後の 未徴収税額の徴収	
氏 名	秋田 次郎		特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	徴収済額	未徴収額 (ア)－(イ)	令和		1. 退 職		1. 特別徴収継続	
生年月日	M T W T F S S 5 5 年 1 0 月 1 日		円 18,000	6 月分から 11 月分まで	円 9,000	円 9,000	6・11・9		2. 転 勤 3. 休 職 4. 死 亡 5. その他 ()		2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収	
給与の支払を 受けなくなった 後の住所	潟上市昭和久保字堤の上1番地3											
宛名番号	00001											
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
						退職時までの 給与支払額	1,135,427 円		控 除 社 会 保 険 料 額	102,621 円		

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

※「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与・賞与（退職金、通勤手当は除く）の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	給与または退職手当金 等の支払予定日	徴 収 予 定		※退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださるよう、お願いします。
1. 異動が令和6年12月31日までで、 申し出があったため (月 日申出)		支 払 予 定 日 ごと の 徴 収 予 定 額	合 計 (上記(ウ)と同額)	
		円	円	
2. 異動が令和 年1月1日以後で、 特別徴収継続の希望がないため		円	円	
一括徴収した税額は 月分(月10日納期分)で納付します。				

◎転勤等による特別徴収届出書（特別徴収継続を希望する場合、新勤務先について記入してください。）

月割額 円を 月分から徴収し 納入します。	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	特別徴収義務者 指 定 番 号			
		名称	個 人 番 号 又は法人番号			
		代表者の 職氏名	連絡者の係及び 氏名並びにその 電話番号	係	係	
			氏名			
			電話			

1 転勤先で特別徴収を継続する場合は、お手数ですが転勤先に月割額等をご連絡くださるようお願いいたします。

—記入例—

に係る給与所得者異動届出書

令和6年12月 3日 潟上市長 様		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	潟上市天王字長沼132-21				特別徴収義務者 指 定 番 号		0012345678			
			名 称	株式会社 潟上市工業				個 人 番 号 又は法人番号		9876543210987			
			代表者の 職 氏 名	潟上 太郎				連絡者の係 及び氏名 並びにその 電 話 番 号	係 氏 名 電 話	経 理 係			
										秋田 花子 018-878-2211			
給 与 所 得 者			(ア)		(イ)	(ウ)							
氏 名	秋田 次郎		特別徴収税額 (年税額)	徴収済み	徴収済み額	未徴収額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の 未徴収税額の徴収				
生年月日	M T S H 55 年 10 月 1 日		円 12,000	6 月分から 11 月分まで	円 6,000	円 6,000	令和 6・11・9	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 死 亡 5. その他 ()	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収				
給与の支払を受けた後の住所	潟上市昭和久保字堤の上1番地3												
宛名番号	00001												
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2												
						退職時までの 給与支払額	1,135,427 円	控 除 社 会 保 険 料 額	102,621 円				

※「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与・賞与（退職金、通勤手当は除く）の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴 収 予 定		※退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださるよう、お願いいたします。
1. 異動が令和 年12月31日までで、 申し出があったため (月 日申出)	給与または退職手当金等の支払予定日	合 計 (上記(ウ)と同額)	
	支 払 予 定 日 ご と の 徴 収 予 定 額	円	
		円	
		円	
2. 異動が令和 年1月1日以後で、 特別徴収継続の希望がないため	一括徴収した税額は 月分(月10日納期分)で納付します。		

月割額 1,000円を 12月分から徴収し 納入します。	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	潟上市飯田川字下虻川字八ツロ70		特別徴収義務者 指 定 番 号	70001111	
		名称	(株)秋田産業		個 人 番 号 又は法人番号	1002003004005	
		代表者の 職氏名	秋田 三郎	連絡者の係及び 氏名並びにその 電話番号	係	経理 係	
					氏名	秋田 花男	
				電話	018-800-1111		

就職・復職した方がいたら・・・

- 1 就職・復職などで特別徴収に切替えたい方がいる場合、下の例を参考に記入し、本人宛に通知した納税通知書(普通徴収)を添えて提出してください。
また、領収印がついている納付書は本人が保管してください。
- 2 特別徴収を開始できる月を必ず記入してください。
- 3 納付期限を過ぎた期の分は特別徴収に切替えできませんので、本人宛に送付された納付書で納めていただきますようご連絡ください。

特別徴収に切替え

－ 記入例 －

給 与 支 払 報 告
特 別 徴 収
に 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書
(特別徴収への変更依頼書)

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和6年 11月 9日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	潟 上 市 天 王 字 棒 沼 台 2 2 6 番 地 1	個 人 番 号 又は法人番号	9876543210987	
潟 上 市 長 様		名 称	潟 上 市 工 業	特別徴収義務者 指 定 番 号	0012345678	
		代表者の 職 氏 名	潟 上 太 郎	連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係	総 務 係
					氏 名	秋 田 花 子
				電 話	018-878-2211	

次の納税者について	4	期	以降を	11	月分より特別徴収を希望します。
住 所	潟 上 市 昭 和 大 久 保 字 堤 の 上 1 番 地 3				
(ふりがな)	か た が み じ ろ う				
氏 名	潟 上 次 郎		生年月日	M T S H	5 5 年 1 0 月 6 日
受給者番号	7 7 7 7	年税額	12, 000	円 (納付済額	9, 000 円)
・納期限の過ぎた期の分は特別徴収に切替えできませんのでご注意ください。 ・「受給者番号」は事業所が各従業員に付番した任意の番号を記入してください。必須項目ではないため、空欄でも問題はありません。					

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度	特/普	入 力			差替	送付日
		賦課システム	賦課資料	リスト		
転勤 発送済	転勤 新規	その他	現			
			新			

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日 潟上市長 様	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地					特別徴収義務者 指 定 番 号			
		名 称					個 人 番 号 又は法人番号			
		代表者の 職 氏 名					連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係	係	
								氏 名		
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の 未徴収税額の徴収	
氏 名			円	月分から 月分まで	円	円	令和 ・ ・	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 死 亡 5. その他 ()	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収	
生年月日	M T S H 年 月 日									
給与の支払を受けなくなった後の住所										
宛名番号										
個人番号										
						退職時までの 給与支払額	円	控 除 社 会 保 険 料 額	円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

※「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与・賞与（退職金、通勤手当は除く）の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までには給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由 1. 異動が令和 年12月31日までで、 申し出があったため (月 日申出) 2. 異動が令和 年1月1日以後で、 特別徴収継続の希望がないため	給与または退職手当金 等の 支 払 予 定 日	徴 収 予 定		※退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださるよう、お願いします。
		支 払 予 定 日 ごと	合 計	
		の 徴 収 予 定 額	(上記(ウ)と同額)	
		円	円	
一括徴収した税額は 月分(月10日納期分)で納付します。				

◎転勤等による特別徴収届出書（特別徴収継続を希望する場合、新勤務先について記入してください。）

月割額 円を 月分から徴収し 納入します。	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地			特別徴収義務者 指 定 番 号			
		名称			個 人 番 号 又は法人番号			
		代表者の 職氏名			連絡者の係及び 氏名並びにその 電話番号	係	係	
						氏名		
					電話			

※税制改正により、個人住民税の特別徴収義務のある給与支払者は、平成20年1月1日以後に給与(30万円を超える)を受けている者が退職した場合には、退職した日の属する年の翌年1月31日までに、給与支払報告書を市町村長に提出することが義務付けられています。

(特別徴収への変更依頼書)

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

- ・納期限の過ぎた期の分は特別徴収に切替えできませんのでご注意ください。
- ・「受給者番号」は事業所が各従業員に付番した任意の番号を記入してください。必須項目ではないため、空欄でも問題はありません。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※ 変更があった場合は、すみやかに提出してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書				※ 処理事項		1現年度	2新年度	3両年度
※ 変更があった場合は、すみやかに提出してください。								
令和 年 月 日 潟上市長 様	給 与 支 払 者 （特別徴収義務者）	所 在 地		法 人 番 号 特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号				
		名 称		連絡者の係 及び氏名 並びにその 電 話 番 号	係	係		
		代表者の 職 氏 名			氏名			
					電 話			

[illegible]